

記入例

給与所得等に係る 市民税・県民税 特別徴収への切替申請書

岩倉市長 令和〇〇年 9 月 1 日 提出	給与 (特別徴収義務者) 支払者	所在地	〒482-8790 岩倉市栄町一丁目66番地	特別徴収義務者	指定番号	7000 0000・新規
		名称	岩倉市役所	担当者	係	人事課
					法人番号	12345 6789 0123
					氏名	岩倉 一郎
					電話	0587-38-5806

◎下記の者について、特別徴収への切替を申請します。

給与 所得 者	フリガナ	イワクラ ハナコ	生年月日	
	氏名	岩倉 花子	明・大 昭和・平	60 年 1 月 1 日
	現住所	岩倉市昭和町2丁目17		
	1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所に同じ		
	年税額	150,000 円	特別徴収開始月	
	個人の納付済額	第(2)期まで 75,000 円	(10) 月分から	
備考	新規事業所の場合 納付書 必要		給与計算を含め、天引きの間に合う月を記入 (ただし、申請書が岩倉市に到達した翌々月から可能)	

注：既に岩倉市において、本年度の特別徴収を行っている事業所には、変更後の金額が記入された納入書は送付しません。
お手元の納入書を訂正してご使用ください。

※普通徴収の納期が未到来の分について、特別徴収への切替ができます。ただし、65歳以上の方の公的年金所得に係る市民税・県民税は特別徴収への切替はできません。

【納期：1期…6月30日、2期…8月31日、3期…10月31日、4期…1月31日 * 休日の場合はこれらの日の翌日】

※すでに納期を過ぎている個人納付分については、速やかに納付するよう個人にご指導願います。

※毎月末までにこの申請書を提出すれば、翌々月の給与から特別徴収する旨の税額変更通知書をお送りできます。

【例：6月30日の申請により、8月分(9月10日納期)から特別徴収】

※依頼書の到着が10日以降になった場合、到着月の月末までに税額変更通知をお送りできないことがあります。

(市記入欄)
口座登録 有 無